

議第 97 号令和 5 年度滋賀県一般会計補正予算(第 3 号)に対する
附帯決議への対応について

(1) 附帯決議事項

- 1 医療福祉拠点の整備に当たっては、予定する令和 9 年 4 月の供用開始を堅守するとともに、目的とする機能を十分に発揮できる施設となるよう関係機関とも十分に連携し進めること。
- 2 今回の公費による収去は特異であって、今後前例とならないようにすることは勿論、広く県民に対する説明責任を果たすこと。
- 3 公有財産の使用許可あるいは貸付けにおいて、二度と問題が起こらないよう対策を講ずること。

(2) 附帯決議への対応

①附帯決議事項 1 について

- ・医療福祉センター機能を担う（仮称）第二大津合同庁舎の整備については、当初の計画どおり令和 5 年 12 月から設計業務に着手しているところであり、入居予定団体等とも十分に連携し、令和 9 年 4 月の供用開始を目指していく。
- ・一方、人材養成機能については、令和 5 年 2 月から市場調査を実施してきたが、学生確保の見通しや安定した学校運営のための財政支援などの課題が明らかとなり、当初予定していた令和 5 年 12 月の事業者決定に至らなかったところ。
- ・こうしたことから、県全体の養成課程のあり方について県が主体的に検討・調整することや、土地の貸付料や校舎等の整備費用について一定支援することを提示した上で、令和 6 年 1 月から再度、市場調査を実施しているところ。なお、支援の例示として、過去の大学誘致事例などを参考にすれば、土地の貸付料については最大で 20 年間・1/2 減免、校舎等の整備については大学設置基準上の校舎の基準面積に対する整備費用の 1/3 補助が想定されるとして示しているところ。
- ・人材養成機能の供用開始については、市場調査の参加事業者から令和 9 年 4 月は難しいという意見もいただいておりますが、実務的に難しい状況はあるが、地域包括ケアシステムの深化を目指し、拠点を中心とした医療福祉連携ネットワークの構築に向けた新たな取組を翌年度から着実に進めるとともに、市場調査を通じて民間事業者の意向も確認しながら、できる限り早期の供用開始を目指していく。

②附帯決議事項 2 について

- ・県のホームページにおいて、これまでの経過や今後の対応等について、お知らせ文（旧滋賀県教育会館への対応について）を掲載（R5.9）

③附帯決議事項3について

- ・今回の事案を踏まえ、公有財産の目的外使用許可および貸付について事務の点検を行い、必要な改善を行うとともに、各財産管理者に対し適正かつ適切な財産管理について周知徹底を図る。

(主な改善事項)

- ・新たに使用許可・貸付を行う場合は、あらかじめ原状回復に要する経費（解体費用等）が算定されていることを確認し、使用者等において確実に原状回復を行う必要があることを周知徹底したうえで許可等を行う。
- ・現に使用許可・貸付を行っている場合は、財産の使用状況等の実地調査を確実に実施するとともに、使用者等の財務状況を確認し、原状回復に要する経費について、適切に準備することを求める。
- ・使用許可の場合、許可条件（使用者の責任）の遵守を前提に許可されていることについて、使用者が確認していることを証するため、許可書・条件書交付の際に受領書兼確認書の提出を求める。
- ・使用許可・貸付期間終了後、建物等の収去を行わない場合は、使用者等に対し原状回復と使用料等相当額の支払いを求める文書を速やかに発出することを徹底する。

(附帯決議事項2 お知らせ文)

旧滋賀県教育会館への対応について

1 現状・経過

- 滋賀県庁西側の県有地（大津市梅林一丁目207番1、207番3）に所在する旧滋賀県教育会館（以下「建物」という。）については、建物敷地の使用許可期間である平成29年9月30日が経過したことから、県は、建物を管理する一般財団法人滋賀県教育会館（以下「法人」という。）に対し、建物を収去し、土地を返還するよう訴訟で求めてきました。（平成30年10月26日提訴）
- 訴訟の結果、令和5年2月9日付け最高裁判所決定により、法人に対し、建物の収去、土地の明け渡しおよび使用料相当損害金の支払いを命ずる判決が確定しました。
- 今回の判決により、法人は建物を存続させることができず、法人の目的である「教育会館の維持管理」を達成できなくなりましたので、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第202条第1項第3号「基本財産の滅失その他の事由による一般財団法人の目的である事業の成功の不能」に該当し、令和5年3月31日付けで法人は解散しました。
- 判決確定後、県は直ちに判決の履行を求め、法人は県に対し使用料相当損害金（約5,300万円）の支払いは完了しましたが、建物については、法人による解体が困難であるため、清算手続きに伴う残余財産として県に贈与したい旨の申し出があり、関係法令および法人定款に基づき県が引き受けることとしました。
- さらに、建物については、建物敷地を含む県庁西側の一体の県有地において計画している医療福祉拠点整備を円滑に進めるため、県が処分（解体）することが最良と判断しました。

⇒令和5年度滋賀県議会6月定例会議に関連補正予算案（建物解体設計費（7,747千円））を計上。総務・企画・公室常任委員会において同予算に対する附帯決議（※）が、また、本会議において同予算がそれぞれ可決されました。

（※）附帯決議事項

- 1 医療福祉拠点の整備に当たっては、予定する令和9年4月の供用開始を堅守するとともに、目的とする機能を十分に発揮できる施設となるよう関係機関とも十分に連携し進めること。
- 2 今回の公費による収去は特異であって、今後前例とならないようにすることは勿論、広く県民に対する説明責任を果たすこと。
- 3 公有財産の使用許可あるいは貸付けにおいて、二度と問題が起こらないよう対策を講ずること。

2 県が建物を解体する理由

○ 本来であれば、上記判決に基づき、法人が建物の解体経費を負担することが原則であると考えています。このため、県としましても、法人の財務状況だけでなく、法人役員への責任追及や、民事執行法に基づく強制執行（裁判所に申し立てて、県が法人に代行して解体工事を行い、完了後に工事費用を法人に請求する方法）などについて慎重に検討してきました。

○ その結果、役員への責任追及については、これまでの法人や役員の対応に重大な過失等があったとの認定は困難であること、また、強制執行については、さらに費用や時間を費やしたとしても結果として法人に支払い能力はなく、解体経費の回収が困難であることなど、どの選択肢を用いたとしても解体経費を回収することは困難であることが明らかとなったことから、今回、建物の解体については県が行うこととしました。

3 今後の対応

○ これまでから、県有地に県以外の者が所有する建物などを設置する場合、許可または契約において、期間満了後は設置者が建物等を撤去し、原状回復することを条件に認めています。

○ 今回の事例は、判決の確定により法人の目的（建物の維持管理を行うこと）を果たすことができず法人が解散となること、また、法人の財産についても調査の結果、建物以外に資産はなく、極めて異例の事例であると考えています。

○ このため、今後においても、許可条件等に基づき、まずは設置者において建物等を撤去し、原状回復を求めることとし、法令等に基づき適切に対応してまいります。

医療福祉拠点を中心とした医療福祉連携ネットワークの構築

★ 誰もが自分らしくそれぞれの「幸せ」を感じられる「健康しが」の実現



- ・地域包括ケアシステムを支える**医療福祉人材の確保**
- ・地域における多様な職種が連携した**医療福祉介護サービス提供体制**の推進
- ・災害発生時に備えた**連携体制**の構築

(仮称) 医療福祉連携ネットワーク (事務局: 滋賀県健康医療福祉部)

医療福祉拠点 (医療福祉センター機能・人材養成機能) を中心とし、全県域を対象とする

④大学等、医療福祉センター機能が連携して、人材の県内定着・連携意識の向上、住民向けの情報発信等の手法、組織体制の構築等に取り組む

(仮) 就労支援部会

- ・県内養成課程等から県内就職につなげる

(仮) 情報発信・啓発部会

- ・住民向け、医療福祉関係情報の発信、講演会の開催

(仮) 育成・連携強化部会

- ・複数職種に関連するテーマによる研修会の開催等

(仮) 災害対策部会

- ・多職種連携して発災時を想定した訓練の実施

人材養成機能

- ・医療福祉人材養成 (看護職、歯科衛生士、リハビリ専門職)
- ・復職支援

医療福祉拠点

人材養成機能
医療福祉センター機能
賑わいの創出

医療福祉センター機能

- ・多様な医療福祉専門職の連携強化、人材育成
- ・住民との双方向性を備えた情報発信・交流
- ・災害対策における多職種連携
- ・健康危機管理事案の司令塔

②大学等と連携できる事項の調査

人材輩出・受入
共同研究

県内医療福祉関係者

医療福祉団体、患者・利用者、人材養成機関、医療機関

参画・連携

③医療福祉センター(入居団体)への参画、連携できる事項の調査

地域包括ケアシステム構築等に関する課題

在宅療養を支援する医療資源等の充実とネットワークづくり、人材育成とスキルアップ
災害にかかる平常時からの連携・初動体制・感染症対策 など

①関係団体における課題認識の調査

○ (仮) 医療福祉連携ネットワーク推進会議を設置して、医療福祉連携ネットワーク構築に向けて、①～④のような取り組みを実施する。